

2017再防発第14号

2017年 7月 6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
再処理事業所 再処理事業部
防災管理部長 附田 勇

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替えについて

2017年3月27日付、2016再防発第53号にて届け出ました弊社「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則に伴う改正に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

添付資料

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

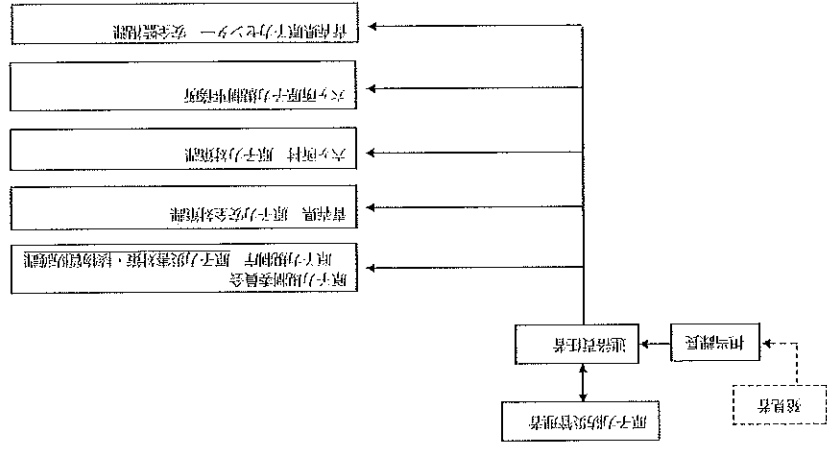
以上

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (案) (1/5)

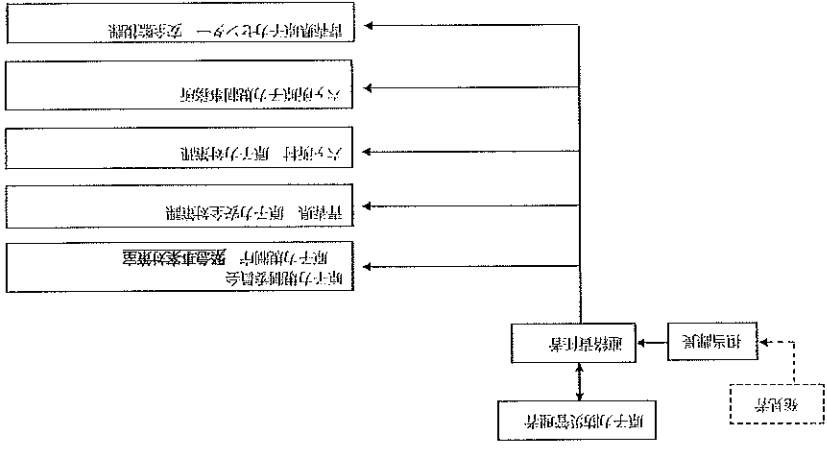
現 行

読み替え後

理 由



別図3 事故発生時の通報経路



別図3 事故発生時の通報経路

原子力規制委員会
組織令及び原子力
規制委員会組織規
則の改正に伴う変
更

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (案) (4/5)

現 行

読み替え後

理 由

連絡先	備考
内閣府 (内閣総理大臣)	
原子力規制庁 原子力災害対策後・核物質防護課 (原子力規制委員会)	
内閣官庁 (内閣府政策推進センター)	
内閣官庁 (内閣府防衛政策推進課) (事態対処・危機管理担当) 付	
内閣府 政策推進官 (原子力防災担当) 付	
東北経済産業局 総務企画部 総務課	
原子力保安院 総務課	
青森県 災害対策本部	
六ヶ所村 災害対策本部	
オフサイトセンター (原子力防災専門官)	
青森県 現地災害対策本部	
六ヶ所村 現地災害対策本部	
八戸海上保安部	
むつ労働基準監督署	
北郷上北広域事務組合消防本部	
六ヶ所消防署	
青森県警察本部	
野辺地警察署	
経済産業省	
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
核物質管理センター	
三沢市 政策調整課	
野辺地町 企画課	
野辺地町 防災安全課	
横浜町 企画財政課	
東通村 原子力対策課	

(注) 原状表第2.5条第2項に基づく報告先

別図6 (1/2) 対策本部設置後の連絡経路 (事業所内での発生発生時)

連絡先	備考
内閣府 (内閣総理大臣)	
原子力規制庁 緊急事態対策室 (原子力規制委員会)	
内閣官庁 (内閣府政策推進センター)	
内閣官庁 (内閣府防衛政策推進課) (事態対処・危機管理担当) 付	
内閣府 政策推進官 (原子力防災担当) 付	
東北経済産業局 総務企画部 総務課	
原子力保安院 総務課	
青森県 災害対策本部	
六ヶ所村 災害対策本部	
オフサイトセンター (原子力防災専門官)	
上越消防組合消防専門官	
青森県 現地災害対策本部	
六ヶ所村 現地災害対策本部	
八戸海上保安部	
むつ労働基準監督署	
北郷上北広域事務組合消防本部	
六ヶ所消防署	
青森県警察本部	
野辺地警察署	
経済産業省	
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
核物質管理センター	
三沢市 政策調整課	
野辺地町 企画課	
野辺地町 防災安全課	
横浜町 企画財政課	
東通村 原子力対策課	

(注)

原状表第2.5条第2項に基づく報告先

別図6 (1/2) 対策本部設置後の連絡経路 (事業所内での発生発生時)

原子力規制委員会
組織令及び原子力
規制委員会組織規
則の改正に伴う変
更

原子力規制委員会
組織令及び原子力
規制委員会組織規
則の改正に伴う変
更

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (案) (5/6)

現 行

読み替え後

理 由

事業部	連絡先	備考
事業部 対策本部	内閣府 (内閣総理大臣)	
	原子力規制庁 原子力災害対策室、核物質防護課 (原子力規制委員会)	
	国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 乗務政策課 ※1 海事局 航運調整課 ※2 航空局 安全部運航安全課 ※3	
	内閣府 防衛省 (内閣府防衛省)	
	内閣府 警察庁 (警務処、危機管理担当) 付	
	内閣府 政策総局 (原子力防災担当) 付	
	東北経済産業局 総務企画課 総務課	
	原子力防災専門官	
	原子力防災対策官	
	若狭地方広域圏マネジメントセンター	
	国の現地对策本部又はオフサイトセンター	
	事後発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部	
	事後発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	
	事後発生場所を管轄する海上保安部	
	事後発生場所を管轄する労働基準監督署	
事後発生場所を管轄する消防署		
事後発生場所を管轄する警察署		
管轄原子力安全対策課		
経済産業省		
管轄原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所運搬室		
管轄原子力センター 安全監視課		
六ヶ所村 原子力対策課		
第二管区海上保安本部 監視課		
八戸海上保安部		
青森県警本部		
北部上北広域消防組合 消防本部		
核物質管理センター		
茨城エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三河市 政策調整課		
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
楢孫町 企画対策課		
東遼村 原子力対策課		

注) ①：原状復帰25条第2項に基づき報告先
 ※1：事後発生が海上輸送中の場合
 ※2：事後発生が海上輸送中の場合
 ※3：事後発生が航空輸送中の場合

別図6 (2/2) 対策本部設置後の連絡経路 (非事故時) (事後発生時)

事業部	連絡先	備考
事業部 対策本部	内閣府 (内閣総理大臣)	
	原子力規制庁 事後発生対策室 (原子力規制委員会)	
	国土交通省 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 乗務政策課 ※1 海事局 航運調整課 ※2 航空局 安全部運航安全課 ※3	
	内閣府 防衛省 (内閣府防衛省)	
	内閣府 警察庁 (警務処、危機管理担当) 付	
	内閣府 政策総局 (原子力防災担当) 付	
	東北経済産業局 総務企画課 総務課	
	原子力防災専門官	
	原子力防災対策官	
	上遊放射線防護専門官	
	国の現地对策本部又はオフサイトセンター	
	事後発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部	
	事後発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	
	事後発生場所を管轄する海上保安部	
	事後発生場所を管轄する労働基準監督署	
事後発生場所を管轄する消防署		
事後発生場所を管轄する警察署		
管轄原子力安全対策課		
経済産業省		
管轄原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所運搬室		
管轄原子力センター 安全監視課		
六ヶ所村 原子力対策課		
第二管区海上保安本部 監視課		
八戸海上保安部		
青森県警本部		
北部上北広域消防組合 消防本部		
核物質管理センター		
茨城エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三河市 政策調整課		
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
楢孫町 企画対策課		
東遼村 原子力対策課		

注) ①：原状復帰25条第2項に基づき報告先
 ※1：事後発生が海上輸送中の場合
 ※2：事後発生が海上輸送中の場合
 ※3：事後発生が航空輸送中の場合

別図6 (2/2) 対策本部設置後の連絡経路 (事故時) (事後発生時)

原子力規制委員会
組織令及び原子力
規制委員会組織規
則の改正に伴う変
更

原子力規制委員会
組織令及び原子力
規制委員会組織規
則の改正に伴う変
更